



税財政・社会保障の望ましい姿を考える ～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える 社会保障制度の確立に向けて～

わが国財政は当初予算の3割強を公債金で賄う状況が続いており、中長期的視点に立った財政健全化が求められる。そこで不可欠となるのが歳出の3分の1を占める社会保障関係費の見直しである。

また、わが国が持続的に力強い成長を遂げるためには、企業による投資と適正な付加価値の分配に加え、分厚い中間層を形成し消費の拡大をはかることが重要である。これを可能にする一策として求められるのが、現役世代を中心に負担が増している社会保険料の伸びを抑制することである。

当会では、こうした実情をふまえ税制・財政・社会保障制度について一体的な観点から検討を重ね、昨年10月に意見書を公表した。今号では、当会の考え方や意見書のポイントを紹介する。

基本的な考え方と 重視すべき視点

求められる
「中長期的視点に立った財政健全化」と
「社会保障制度の再構築」

わが国財政は、当初予算の3割強を公債金で賄う状況が続いており、債務残高対GDP比は、諸外国と比べて突出して高い水準にある。また、長期金利の上昇に伴い足元で国債の利払い費が増え始めており、将来的には一層の増加が見込まれる。財政に対する信頼が低下した場合、極端な円安や金利の上昇を招き、企業の資金調達コストの増加による国際競争力の低下や物価の上昇など、国民生活への大きな打撃が懸念される。そのような事態を避けるためには、中長期的視点に立っ

た財政健全化とその実現に向けた道筋の明確化がこれまで以上に重要となる。そのため、財政の透明性・信頼性の向上に向けた財政ガバナンスの強化および財政規律の確保に資する取り組みをより一層進めるとともに、歳入・歳出両面からの改革が急がれる。歳入面では、増税も含めた安定的な財源確保と財政基盤の構築が、また歳出面では、その構造および内容の見直し、ワイズスペンディングの徹底等が求められる。とりわけ社会保障制度については、支え手たる現役世代の負担が増大していることをふまえ、現行制度における受益と負担の乖離の見直しが不可欠といえる。さらには、労働市場の変化に対応したセーフティネット機能の維持・拡大等を考慮した制度の再構築が不可避である。

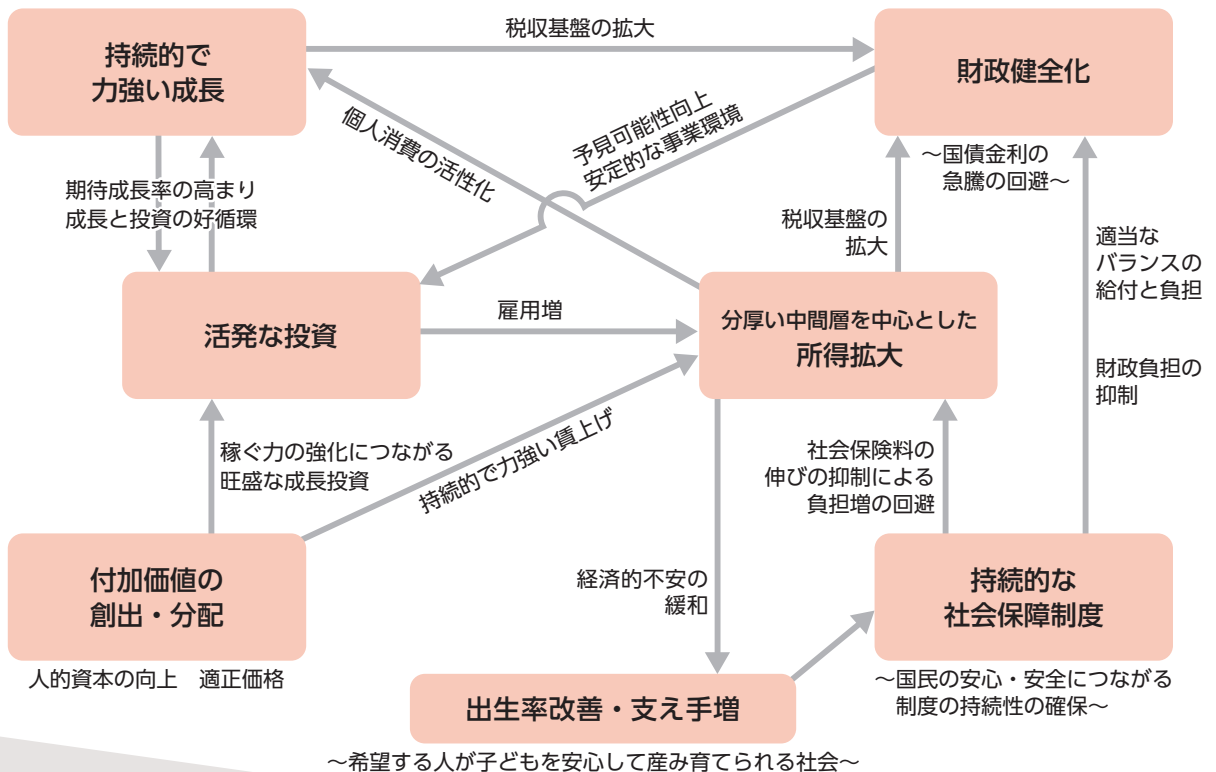
加価値の分配が行われることが重要である。とりわけ給与所得の向上は、社会の安定に資する分厚い中間層を形成し、可処分所得の増加に伴う消費の拡大により、生産（高付加価値の財・サービス）が一層喚起されるといった好循環につながる。加えて、社会情勢および働き方の変化をふまえるならば、昨今の賃上げの効果を妨げない、個人の選択に中立的な税制・社会保障制度へと見直しをはかることも重要となる。可能な限りライフコースに中立的な制度とすることは、経済社会の支え手たる現役世代の層を厚くし、消費拡大・需要創出のみならず、社会保障制度の持続性を高めることにも寄与し、ひいては将来不安の払拭にもつながる（図）。

実現すべき経済社会における好循環

わが国が持続的に力強い成長を遂げるためには、付加価値を創出する主体である企業による投資（研究開発、設備、人的資本）を促しつつ、各ステークホルダーに対しバランスのとれた適正な付

こうした考え方にに基づき、中長期的な視点から税財政に関して検討した内容を「社会保障を中心とする税財政に関する提言～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える社会保障制度の確立に向けて～」として取りまとめ、2024年10月16日に公表した。次項からはその概要やポイントを紹介する。

図 経済社会においてめざしたい好循環（イメージ）





持続的な社会保障制度に向けた改革

必要とされる程度に応じた給付・負担のあり方の見直し

所得にゆとりのある人には、これまでよりも少し多めの負担をお願いする応能負担と、あわせて給付についても幾分か我慢してもらうという考え方を強めるべきである。

公的年金は保険料の納付期間などの受給資格等をふまえて受給権が発生するが、基礎年金の財源の半分は国民が広く負担する税などから賄われている。この点に鑑みれば、年金以外の所得が一定以上の比較的ゆとりがある高齢者については、老齢基礎年金の支給額の逡減あるいは支給停止を制度化すべきである。これは、全体的な給付水準の向上や将来世代の負担軽減の観点から重要である。就労を阻害しかねないとの指摘もありうるが、対象となる年金以外の所得の一定以上の水準を相応の額に設定することで想定される懸念を解消できると考える。

また、公的医療保険においては、共同で大きなリスクに備えるという社会保険の役割をふまえ、疾患の重篤度や発病確率に応じて自己負担の割合を見直すべきである（例：軽度の疾病の負担割合は高く、重度の疾病の負担割合は低くする）。

全世代が広く公平に負担する制度への見直し

今後さらなる増大が見込まれる社会保障の給付に必要な負担を、全世代でいかに公平に分かち合うか、その公平性をどう担保するかを考えなければならない。特に、支え手たる現役世代の負担が増していることをふまえた見直しが求められる。

公的医療保険における自己負担は年齢に応じて区分されているが、高齢者等における低い自己負担割合が過剰受診を招いているとの指摘もある。低所得者に一定の配慮をしつつ、全世代で原則同率の自己負担の割合にすべきである。また、公的

介護保険における自己負担割合については、現行の現役並み所得や一定水準以上の所得の判断基準の引き下げを進めつつ、原則3割とすべきである。公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額については、上限引き上げに向けて等級追加時の基準見直しに着手すべきである。

社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入

高齢化や医療の高度化等によって、このままでは医療・介護給付費の対GDP比は今後も拡大する見通しとなっている。自己負担について負担能力のあり方を中心に見直すことも重要ではあるが、医療費の歳入のうち自己負担で賄われている割合は約12%でしかないことをふまえると、財政面での効果は限定的である。また、大幅な自己負担増には限界があることから、社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みが求められる。

公的医療保険・公的介護保険については、給付費の伸びを経済成長の範囲内としていくことが重要である。そのために、まずはGDPに対する医療・介護給付費の割合について上限の指標を設定するとともに、その達成に向けて必要な制度の抜本的な見直しを検討すべきである。例えば、公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進に加え、給付費の伸びを名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲にとどめるために診療報酬を調整する仕組みの導入などが考えられる。

制度の支え手の拡大およびセーフティネット機能の拡充

多様な働き方が広がるなか、企業規模や業種にかかわらず、健康保険・厚生年金保険が適用されるよう見直しを進めていくことが求められる。まずは、週所定20時間以上の短時間労働者における被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃および個人事業所の非適用業種の解消、常時5人未満を使用する個人事業所への適用拡大に着手すべきである。また、基礎年金の保険料拠出期間の延

<p>1 必要とされる程度に応じた給付・負担のあり方の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金以外からの所得が一定以上の高齢者を対象とした老齢基礎年金の支給額の通減あるいは支給の停止【年金】 ● 公的医療保険の適用範囲の適正化（市販品類似薬など必要性の低いものを除外）【医療】 ● 公的医療保険における疾患の重篤度や発病確率に応じた自己負担割合への見直し【医療】
<p>2 全世代が広く公平に負担する制度への見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現役世代の負担軽減に向けた公的医療保険における自己負担の見直し（全世代原則同率負担）【医療】 ● 公的介護保険における自己負担の見直し（原則3割負担）【介護】 ● 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ（等級追加時の基準の見直し）【医療・介護】
<p>3 社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・介護の給付費（対GDP比）に関する目標の設定【医療・介護】 ● 医療の保険料率のさらなる引き上げを抑える仕組みに関する検討（公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進、名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に医療の給付の伸びを収めるための仕組み）【医療】
<p>4 制度の支え手の拡大およびセーフティネット機能の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険・厚生年金保険の適用拡大（短時間労働者における企業規模要件の撤廃、および個人事業所の非適用業種の解消、常時5人未満を使用する個人事業所への適用拡大）【医療・年金】 ● 基礎年金の保険料拠出期間の延長に向けた継続的な検討【年金】
<p>5 社会保障に過度に依存しないための自助の促進および病気の予防・健康づくりの後押し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DCおよびiDeCoの掛金上限額の倍額程度への引き上げ【年金】 ● プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備【医療・介護】 ● 特定健診・保健指導等に取り組む保険者に対するインセンティブのさらなる拡大（後期高齢者支援金の加減率の幅の拡大）【医療】 ● 不要かつ長期の入院の見直しにつながる病床数の適正化【医療・介護】

長については、年金財政の安定化に加え、特に中間層の中でも所得水準が比較的低い層や非正規労働者が多い就職氷河期世代の給付水準の向上などの観点からも重要である。課題である国庫負担分の財源については、全世代で広く薄く負担することも視野に入れつつ、引き続き検討していく必要がある。

特定健診・保健指導等の取り組み状況によって、後期高齢者支援金を加減算する仕組みが導入されているが、保険者による取り組みのインセンティブを高めるべく、その幅を拡大すべきである。加えて、従業員の健康づくりのための機会や地域における高齢者の「通いの場」の創出など、健康経営や高齢者の健康増進に取り組む企業に対し、税制面による支援を検討すべきである。

社会保障に過度に依存しないための自助の促進および病気の予防・健康づくりの後押し

国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして社会保障制度は重要であるものの、過度に依存しないために、自らリスクに備えるとともに、高齢者をはじめ全世代が病気の予防や健康づくりに積極的に取り組むことが求められる。老後の所得については、公的年金に加え、個人の資産形成による自助努力を後押しする観点から、企業型DC(企業型確定拠出年金)およびiDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金上限額を倍額程度に引き上げるべきである。病気の予防・健康づくりに向けて、現在、健康保険組合が進め

その他議論が深まることを期待したい内容

人生の最終段階における医療については、患者本人の意思の尊重をベースに、生活の質の向上や尊厳ある生き方を支えることを基軸に考えられるべきである。今後、治療方針を前もって自身で考えることや家族間の話し合いを後押しするACP(Advance Care Planning)のさらなる啓発に加え、マイナンバーカードの活用などを通じて治療方針に関する意思表示をしやすくするといった環境整備が求められる。また、給付の現状に関する客観的なデータの公表により、自己負担のあり方等について議論が深まることを期待したい。



環境変化をふまえた 財政運営のあり方

財政ガバナンスの強化および 財政規律の確保

わが国財政のガバナンス強化や財政規律の確保にあたっては、恣意性を排除した現実的な試算をもとに改革を立案・実行していくことが求められる。そのため、財政運営や予算編成プロセスにおける信頼性・透明性向上への抜本的な手立てとして独立財政機関を設置すべきである。

財政健全化目標については、まず2025年度のプライマリーバランス(PB)の黒字化を確実にかつ継続的に達成することが重要である。2030年度に至るまでの各年におけるPBの黒字化はもちろんのこと、国債の利払い費も含めた財政収支の赤字幅の縮減を目標とすること、加えて、財務指標の国際標準ともいえる債務残高対GDP比についても具体的な数値目標の設定を検討すべきである。

そして、これら財政健全化目標の達成に向けた道筋の明確化が重要である。その一環として、新たな財政措置を導入する際に同時に財源を決めるペイ・アズ・ユー・ゴー原則を重視する方針の明示や単年度予算とも連動した中期財政フレームの導入とともに、大規模な補正予算が常態化していることをふまえ、諸外国の事例も参考にしつつ、補正予算編成における一定の規律の確保を検討すべきである。こうした財政健全化目標や財政規律の仕組みについて、国が責任を持って取り組む

ことを法的に担保することを明確に位置づける「財政健全化基本法(仮称)」の制定が求められる。

安定的な財政基盤の構築に資する 税制のあり方

消費税は、景気変動の影響を受けにくく特定の世代に偏らず広く公平に課される税である。そのため、税率の引き上げによる個人消費への影響を丁寧に見定めた上での判断が求められるが、複数年にわたりPBの黒字化が達成されなかった場合、また、医療・介護をはじめとする社会保障給付費のGDP比が一定水準を超えた場合などに、消費税の税率引き上げに向けて検討を開始するといった条件や時期等の基準を設けるべきである。

法人税については、当会はかねてより法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打つべきであると提言している。国際競争力の確保、防衛費の増額および子ども・子育て支援の財源における企業の負担などに鑑み、実効税率のあり方について検討されることを期待したい。

新たな成長型経済への 移行をめざした必要な 税・社会保障制度の見直し

個人のライフコースの選択に 中立的な制度の構造

経済社会構造の変化に伴う価値観の多様な

記者発表・要望活動

記者発表

2024年10月16日、意見書の公表に際し、常陰均 副会長・経済財政委員長が記者発表を行った。



要望活動

2024年11月29日には、政府・与党に対し要望活動を実施した。常陰副会長・経済財政委員長が宮沢洋一 自由民主党税制調査会長、田村憲久 自民党社会保障制度調査会長、仁木博文 厚生労働副大臣、新川浩嗣 財務事務次官を訪問。意見書のポイントを説明し、政策への反映を働きかけた。



宮沢自民党税制調査会長への要望



仁木厚生労働副大臣への要望

表 2025年度税制改正に関する要望 主な項目

企業の成長力強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業経営強化税制の延長および税額控除の上乗せ措置の創設 ● 中小企業投資促進税制の延長 ● 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 ● 企業が大学等と連携した教育プログラムの開発・実施にかかる費用の税額控除 ● 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除(仮称)」の創設
所得拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DCおよびiDeCoの掛金上限額の倍額程度への引き上げ ● 従業員持株制度において企業が拠出する奨励金の非課税化および従業員が受け取るインカムゲインに対する課税の低税率化 ● 子育て世帯の家事・育児関連サービス利用料の税額控除の導入
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域未来投資促進税制の延長 ● 企業版ふるさと納税制度の恒久化、適用対象範囲の拡大 ● 特定公益増進法人に対する寄附金に関する特別損金算入限度額の引き上げおよび限度額超過分の繰り越し

どに対応した、ライフコースの選択に中立的な税・社会保障制度の構築が求められる。特に、パートタイム労働者の就労調整の一因となっている「年収の壁」の抜本的な見直しは、昨今の賃上げ効果を所得増および個人消費の活性化につなげるためにも非常に重要である。そのため、被用者保険の適用拡大や就労の促進により第2号被保険者を増やしつつ、第3号被保険者制度を段階的に廃止すべきである。その上で、第2号被保険者に該当しない者については、第1号被保険者として負担を求めることを検討すべきである。その際には、現行の減免制度により低所得者に過度な負担を強いないようにし、出産・育児、介護などの事情で働けない者への配慮をあわせて行うことが求められる。

分厚い中間層の形成に向けた負担の軽減・調整に関する対策

わが国では、税・社会保障の負担割合は、一時的な減少を除きほぼ一貫して増加し続けている。また、社会保険料については、所得が低いほど負担が相対的に強まるといった問題がある。中間層の活力維持・向上をはかるために、税と社会保険料の負担を一体的にとらえ、負担を軽減・調整する新たな制度「日本版『社会保険料負担軽減税額控除』(日本版TCB: Tax Credit with Benefits)(仮称)」を導入すべきである。その際には、基盤となるマイナンバー制度のさらなる活用が求められる。

2025年度税制改正に関する要望

「企業の成長力強化」「所得拡大」「地域活性化」の観点から、2025年度税制改正に関する要望項目もあわせて掲げた。主な内容は上表のとおり。

先送りから実行へ

わが国の経済社会構造が変化するなかで、税制・財政・社会保障制度が現行の制度や状況を維持することはもはや困難であり、大胆な見直しを進める必要がある。国の将来像を見据えながら、見直しに向けた道筋を明らかにしつつ、確実に取り組むことが求められる。

こうしたことに加え、国民一人ひとりが、税財政や支え合いの仕組みである社会保障の制度および現状の課題を正しく理解し、その改革の必要性について意識を高めていくことが不可欠である。

一方、政府には、企業の投資を促し、自律的な経済成長と好循環を実現していくとともに、社会保障制度の改革を含む財政健全化に向けた強い姿勢を国内外にあらためて示すことを期待したい。

当会では、税制・財政・社会保障制度に関するさまざまな課題についてさらに検討を深め、今後も適切なタイミングで政策提言を行っていく。

* 意見書全文は関連連ホームページに掲載。

(経済調査部 杉田龍飛)